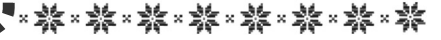


# 医療相談室だより

令和6年 2月 (No. 383)  
令和6年 2月1日発行

## 新型コロナウイルス5類に変更後の取組み



能登半島から地震早1ヶ月が過ぎましたが皆様いかがお過ごしでしょうか。このたびの災害により被災された皆様ならびにそのご家族の皆様にご心よりお見舞い申し上げます。皆様の安全と被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

## 医療費控除について



1月1日から12月31日までの間に医療費を支払った場合において、その支払った医療費が一定額を超える時は、その医療費を基に計算される金額の所得控除を受けることができます。

対象となる医療費は病院、診療所などでの入院費用（部屋代含む）及び通院費、介護老人保健施設、介護医療院などが含まれます。詳細は国税庁のホームページなどをご覧ください。

### ○医療費控除の要件

- (1) 納税者が、自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った医療費であること。
- (2) その年の1月1日から12月31日までの間に支払った医療費であること（未払いの医療費は、現実に支払った年の医療費控除の対象となります）。

### 【対象となる金額の計算式】

総所得金額	200万円以上の人	一年間に支払った医療費 ※1	マイナス	保険金などで補填される額 ※2	マイナス	10万円	=	医療費控除
	200万円以下の人	一年間に支払った医療費 ※1	マイナス	保険金などで補填される額 ※2	マイナス	総所得額 × 5% ※3	=	医療費控除

※1 傷病によりおおむね6か月以上にわたり寝たきりであり、医師の治療を受けている者のおむつ代は、医療費控除の対象となります。また、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降である場合、「おむつ使用証明書」に代えて、介護保険法の規定に基づく主治医意見書の内容を市町村が確認した書類又はその主治医意見書の写しの添付又は提示でも差し支えありません。

八王子市の場合：要介護認定に関わる主治医意見書に内容を確認した書類は介護保険課で発行されます

※2 生命保険契約なので支給される医療保険金、入院給付金、損害費用保険。健康保険の規定により支給される療養費、出産育児一時金、高額療養費などが対象です。給付の対象となった医療費の金額を限度として差し引きしますので、引ききれない金額が生じた場合であっても、他の医療費からは差し引きされません。

※3 その年の総所得額が200万円未満の方は、総所得金額の5%の金額

新型コロナウイルス感染症の拡大以降、予防や拡大防止のため患者様家族のみなさまには、マスクの着用、手指のアルコール消毒、入院時には新型コロナウイルスの検査などの協力をお願いしてまいりました。

今回は令和5年5月新型コロナウイルスが5類感染症に変更となった後の取組みについてお伝えできればと思います。

☆入院患者様の院外外出の緩和をしました。

今までは、不要不急の外出相談はご遠慮頂いておりましたが、外出緩和を行っております。

今年度は年末年始の外泊なども実施されました。

☆作業療法室の外来・入院患者共同利用再開しました。

以前は、入院患者様と外来患者様の利用を別の時間に対応しており、入院患者様の作業療法は病棟内の活動が中心となっておりましたが、入院患者様と外来患者様の共同利用が再開しました。

病棟内の個別活動では行えなかった革細工、刺し子なども行うことが出来るようになりました。外来患者様と入院患者様が同じの空間で作業療法を行う事で交流もまた見られるようになりました。病棟の外に出ることが少ない患者様にとっては作業療法室に向かうことが1つの気分転換となっております。

上記の取組は、院内外の感染状況に応じて、中止や変更になる場合があります。これからも状況に応じた緩和をしてまいりますので病院ホームページやブログなどのご確認をよろしくお願いいたします。

## 相談室より



ソーシャルワーカーの勤務は、平日月曜日から金曜日です。事前に電話で相談日時をお約束することも可能です。また、当番者の出勤がある土曜日もあります。ご用のある方は事前に、ご連絡いただくよう、よろしくお願いいたします。

2月24日	荻生 木村
3月2日	木村
3月9日	下山

病院ホームページもご覧ください

東京都八王子市美山町1076  
医療法人社団 光生会 平川病院  
院長 平川 淳一  
電話 042(651)3131

医療相談科  
荻生 下山 木村 市川佳奈  
菊谷 市川浩之 天野

